

返戻金制度

当社の紹介により就職した方が本人の都合による早期退職または本人の責めに基づく解雇のより雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から以下に定める金額を求人者に返戻する制度です。

- (1) 入社後1か月以内に雇用契約が終了した場合は、紹介手数料の30%を返還するものとする
- (2) 入社後1か月超3か月以内に雇用契約が終了した場合は、紹介手数料の15%を返還するものとする

許 可 番 号

事業所の名称 株式会社 APIC

事業所の所在地 札幌市中央区南13条西1丁目2-10-604